

社会保険に加入された皆様へ

1. 工作中的怪我（病気）で健康保険証は使えません。工作中に怪我（病気）をされた場合は会社に申し出て下さい。労災保険を利用します。

2. 保険証等の取扱い

| | |
|-------|--|
| 健康保険証 | 裏面の住所欄はご自分で記入して下さい。住所欄以外の記入・訂正は会社に申し出て下さい。 |
| 年金手帳 | 2冊以上お持ちの場合・氏名の訂正が必要な場合は申し出て下さい。 |
| 雇用保険証 | 失業給付を受けるための証明書です。紛失に注意。 |

※紛失・破損の場合は会社に申し出て下さい。再発行します。

3. 市役所等の窓口での手続き

- ①国民健康保険～国民健康保険から健康保険へ切替の手続きをとって下さい。手続きを怠ると二重に保険料を支払うこととなる場合があります。（持参するもの～国民健康保険証、健康保険証、認印）保険料を全納されている場合は返納されます。
- ②国民年金～手続きの必要はありません。（配偶者が扶養家族となった場合は、配偶者も必要なし）（厚生年金の加入により日本年金機構の記録が自動的に変更となります）

4. 医療機関を利用されている方

健康保険証を持参して「保険証が変わりました」と申し出て下さい。これを怠ると医療機関に迷惑を掛けるだけでなく。あなた自身が医療費の全額を立替ることになることがありますので注意して下さい。

5. 退職される場合

健康保険証は、必ず退職日までに会社に返納して下さい。（年金手帳と雇用保険証はご自分で保管して下さい。返納の必要はありません）

荻野社労士事務所

社会保険に加入された皆様へ

1. 工作中的怪我（病気）で健康保険証は使えません。工作中に怪我（病気）をされた場合は会社に申し出て下さい。労災保険を利用します。

2. 保険証等の取扱い

| | |
|-------|--|
| 健康保険証 | 裏面の住所欄はご自分で記入して下さい。住所欄以外の記入・訂正は会社に申し出て下さい。 |
| 年金手帳 | 2冊以上お持ちの場合・氏名の訂正が必要な場合は申し出て下さい。 |
| 雇用保険証 | 失業給付を受けるための証明書です。紛失に注意。 |

* 紛失・破損の場合は会社に申し出て下さい。再発行します。

3. 市役所等の窓口での手続き

- ①国民健康保険～国民健康保険から健康保険へ切替の手続きをとって下さい。手続きを怠ると二重に保険料を支払うこととなる場合があります。（持参するもの～国民健康保険証、健康保険証、認印）保険料を全納されている場合は返納されます。
- ②国民年金～手続きの必要はありません。（配偶者が扶養家族となった場合は、配偶者も必要なし）（厚生年金の加入により日本年金機構の記録が自動的に変更となります）

4. 医療機関を利用されている方

健康保険証を持参して「保険証が変わりました」と申し出て下さい。これを怠ると医療機関に迷惑を掛けるだけでなく。あなた自身が医療費の全額を立替ることになることがありますので注意して下さい。

5. 退職される場合

健康保険証は、必ず退職日までに会社に返納して下さい。（年金手帳と雇用保険証はご自分で保管して下さい。返納の必要はありません）

荻野社労士事務所